

ハイエクの租税論

——累進課税の問題を中心として——

團野正浩

第十二回税務理論研修生
現・広島国税局直税部
所得税課実査官

目次

序論……………三三

第一章 ハイエク以前の累進課税論……………三三

第一節 比例税の根拠……………三五

第二節 累進税についての諸説……………三六

第三節 累進税に対する反論……………三六

第四節 ハイエクの租税論とそれ以前の学説……………三九

との関係……………三九

第二章 ハイエクの累進課税論……………三七

第一節 累進課税の根拠に対する批判……………三七

第二節 民主主義と累進課税……………三七

第三節 累進課税の社会的・経済的影響……………三七

第四節 望ましい税制のための提案……………三九

第五節 民主主義的議会制度の改革……………三九

第三章 累進課税論の検討……………三五

第一節 税制の累進性について……………三五

第二節 比例税の検討……………三六

第三節 ハイエクの「比例税」の意義……………三七

第四節 税制と民主主義……………三八

第五節 所得再分配と嫉妬……………三九

第六節 累進課税の要求……………三九

第七節 議会制度の改正案……………三九

結論 ハイエクの租税論の今日的意義……………三九

参考文献……………三九

序論

累進課税 (progressive taxation) は、今日、所得税の最も一般的な課税方法であり、世界的に見ても多くの国が採用しているものである。このように多くの国で採用されている理由は、所得再分配機能など経済政策の面で優れていることにあるとされてきた。

しかし、一九七〇年代末頃から、アメリカやイギリスなど欧米先進国において累進課税を見直す動きが始まり、現実にフラットな税率構造への転換が図られてきた。⁽¹⁾ わが国においても、近年の税制改革で税率の累進度の緩和が行われてきたところである。

この動きの背景には、累進課税の副作用ともいえるべき問題が多く分野で表面化してきたことがあるとされている。具体的には、労働インセンティブに対する悪影響、投資意欲の減退などがあげられる。また、市場経済への政府の介入を望まない経済思想⁽³⁾が広がってきていることも見逃せない。

オーストリア出身でアメリカの経済学者である F・A・ハイエク (Friedrich A. Hayek) は、一九五〇年代⁽⁴⁾に、累進課税の問題を自由主義との関係で取り上げ、その後の累進課税の議論に少なからず影響を及ぼしてきた。

彼は、累進課税の問題点について、主に、導入の根拠、社会的経済的な影響、民主主義との関係の三つの面から指摘している。そして、その解決方法として、比例税 (proportional taxation) の導入、合理的な税制のためのルールの確立、議会制度の改革などを提案している。

本論文では、ハイエクの租税論について累進課税の問題を中心に紹介し、彼が主張する合理的な税制のための諸施

策について検討し、今日の税制の現状を踏まえて、その意義と実現可能性を検討する。⁽⁵⁾

注

(1) イギリスでは、一九七九年のサッチャー政権による税制改革、アメリカでは、一九八五年のレーガン政権による税制改革から累進度の緩和が始まった。

(2) 一九八八年の税制改革で税率が二段階から五段階へと一挙に減らされた。しかし、国際的に見るとまだ累進度は高いと言われている。

(3) このような思想を唱える代表的なグループには、M・フリードマン(Milton Friedman)らマネタリストと呼ばれる経済学者たちがいる。

(4) ハイエクは、累進課税の問題を一九五二年の Hayek⁽²⁾ で論じていたが、その主張は一九六〇年に発刊された Hayek⁽³⁾ で知られるようになった。

なお、(2)などの番号は、文末の参考文献の番号である。以下、同じ。

(5) 本論文作成にあたり、慶応大学の飯野靖四教授から貴重なコメントをいただいた。記して感謝したい。

第一章 ハイエク以前の累進課税論

累進税か比例税かの議論は、ハイエクよりもはるか以前から、多くの経済学者や社会思想家により論じられてきた。ハイエクが指摘する累進課税の問題点や彼が提案する合理的な税制のための諸施策の多くは、彼以前の論者が提案してきたものをハイエク独自の思想で味付けし直したものである。

本章では、ハイエクの独自の課税についての思想を明らかにするための準備段階として、ハイエク以前の累進税と比例税の議論を整理する。⁽⁶⁾

第一節 比例税の根拠

一八世紀から一九世紀前半において、一般的に支持されていたのは、比例的な税制であった。⁽⁷⁾

この税の根拠となる主要な考え方としては、交換説と呼ばれるものがある。交換説によれば、租税は国家の活動により個人が受ける利益の報償であり、その利益は所得の大きさに比例して増大することにより、比例税が支持される。国家の活動により受ける利益とは、具体的には、国家による個人の経済活動の保護である。これを租税との関係でどのようにとらえるかにより、保護説、保険料説、政務経費説など呼び方が異なる。また、何に比例させるかについても諸説あり、例えば、アダム・スミス(Adam Smith)などの説では、所得に比例して課税すべきと主張されており、また、ホブズ(T. Hobbes)によれば、消費に比例して課税すべきと考えられている。(なお、この交換説は、累進税を支持する論者によっても使われている。彼らは、国家の保護による利益は、所得の多い者ほど比例以上に大きくなると考える。)

比例税を支持するその他の考え方としては、国家による恣意を抑制する機能に着目した説がある。比例税は、累進の程度を国家が決めることにはないので、国家による恣意的な課税を阻止し、国民の財産を守ることに、市民生活の自由を保障することになる。しかし、この考え方に対して、比例税の場合でも、その税率の決定は最終的には国家の決定に委ねられるので、国家の恣意を完全に排除することはできないという批判がある。

また、比例的平等こそが真の平等であるという一般的な信念が、比例税を必要とする根拠であるという見方もある。しかし、この主張には、基礎となる合理的根拠が明らかでないという弱点がある。

以上が比例税の根拠として主張された学説であるが、一九世紀の後半以降になると、これに代わって、累進税の考え方が主張されるようになってきた。

第二節 累進税についての諸説

累進税が支持される根拠については、諸説あって、学説上の一致はあまり見られない。以下では、累進課税の根拠についての学説の中で主要なものを紹介する。

一 平等犠牲説

累進課税の根拠として、多くの論者に支持されている考え方が平等犠牲説である。この考え方は、税負担の配分基準をその担税力に求めるものである。個々の納税者の担税力は、所得から受ける効用の大きさと密接な関係がある。そして、課税による効用の犠牲を平等にするために、累進が支持されることになる。この説は、「平等の犠牲」をどのようなルールで定義づけるかによって、絶対平等犠牲説、比例平等犠牲説及び限界平等犠牲説に分類される。

(イ) 絶対平等犠牲説

税負担の大きさを課税による効用の減少分で捉え、減少する効用の絶対量が等しくなるような課税を行うべきという説である。この考え方によれば、税負担の配分が累進的になるか、比例的になるか、あるいは逆進的になるかは、所得に対する限界効用の大きさに依存する。

(ロ) 比例平等犠牲説

これは、課税によって失われる所得の効用の全効用に占める割合が均等になるような課税を行うべきというも

のである。つまり、所得の多い者ほど所得一単位当たりの効用が少ないので、高い税率による課税が行われてもよいということである。この考え方の前提には、限界効用逓減の法則が成り立つことが必要である。

この説は、多くの論者によって支持されており、数学的な証明法により科学的に根拠づけられてきた。

(ハ) 限界平等犠牲説

課税により失われる効用の総量ではなく、課税によって失われる所得に対する限界効用を等しくするために、累進税が認められる。この説は、公平のためとしてではなく、課税によるトータル犠牲を最小にするための考え方である。

二 補償説

補償説は、一般補償説と特別補償説とに分類される。一般補償説とは、財産や所得の分配の不平等の原因が政府の活動に起因するとして、これを補償するために累進を是認するものである。特別補償説とは、現代の税制の下では、間接税により生活必需品に対しても課税されるため、貧しい者ほど大きな負担を負うことになり、これを相殺するために直接税で累進性を持たせる必要があるというものである。

三 特権重課説

所得を生産力との関係で捉える考え方が特権重課説である。この説では、所得や財産を多く持っている者ほど、それを利用してさらに多くの所得を得て、財産を増やしていくことができると考える。富者はますます豊かになっていくという傾向があるので、累進課税を導入すべきであるという説である。

四 実証説

その他の学説が主に分配の正義を強調するのに対して、実証説では、社会を支配する階級が自分たちに最も有利にかつ被支配階級の抵抗が少ないような課税を選択し、その結果、必然的に選択されるのが累進税であると考える。そして、その説は、過去の歴史から実証的に導かれるものであるとされている。

五 社会政策説

社会政策説には、いくつかの種類がある。第一は、財産の平準化のための手段として累進税を用いるという説であり、フランス革命時においてジャコバン党によって主張されたものである。第二に、社会主義を実現するための過渡的な手段として累進税を使うという説である。第三に、国民所得の分配の不平等を是正するための社会政策的な手段として累進税が必要であるというものである。

第三節 累進税に対する反論

累進税に対する批判は、ハイエク以前にもあった。

まず、政治的な見地からの批判としては、累進税は、各個人の所得に対して差別的な税率を課すので、立法者の恣意によって決められてしまいやすいことがあげられる。

次に、社会道徳的な見地からは、税率の累進は、国民を脱税へ誘惑しやすいと批判される。比例税においても、所得の増加に伴い、支払うべき税額は増加するが、累進税の場合ほど極端に増えないので、脱税へのインセンティブはそれほど大きくない。

第三に、マクロ経済的見地からは、累進税が高所得に対して高い税率を適用するために、資本の蓄積が抑圧され、

それが間接的に国民経済の発展を抑制することにつながるとして批判されている。資本の蓄積への抑圧は、単に国内での投資抑制だけに止まらず、海外への資本流失にまで進む可能性がある。

最後に、累進税の根拠となる学説に対する批判もある。累進税の根拠として最も有力なものは、平等犠牲説と言われている。しかし、これに対する批判は多い。第一に、平等犠牲説では、税負担を犠牲と捉えているが、各個人の犠牲は、主観的で、心理的なものである。第二に、平等の目標となる「平均的なもの」は、現実には存在していないので具体的な目標とはなり得ないという批判がある。第三に、限界効用逓減の法則を適用することに対する疑問がある。例えば、貨幣については限界効用逓減の法則は成り立たないという説がある。また、限界効用が時間的に変質することを無視しているという批判もある。その他にも多くの論者が平等犠牲説に対して疑問を投げかけている。

第四節 ハイエクの租税論とそれ以前の学説との関係

以上に述べた累進税と比例税についての諸学説とハイエクの租税論との間には、直接的なつながりは見られない。⁽⁸⁾しかし、ハイエクが指摘する事柄の多くは、過去の論者が主張してきたものと一致している。

ハイエクは、税制全体の累進性には批判的な立場をとっているが、所得税の累進性を全く不要であると考えているわけではない。つまり、間接税が一般に逆進的であるため、それを相殺するために直接税において累進的な課税を行うのもやむを得ないとしている。このような考え方は、補償説の考えに近い。

また、彼は、累進税の導入は、社会的な根拠よりもむしろ政治的な根拠に基づいたものであったと述べているが、

その考え方は実証説で主張されているものと同じである。

さらに、累進税自体への批判についても、前節で紹介したものとほぼ同様であるが、彼の独特の考え方としては、議會制民主主義との関係で批判しているところがある。

累進税に代わる税として比例税の導入を主張している点について、ハイエクは、その根拠として、国家の恣意から個人を守ることを強調している。それと同時に、交換説で述べられているような租税の国家の活動に対する対価としての性質についても言及している。

以上、ハイエク以前の学説を概観すると共に、それらとハイエクの租税論とのつながりについて検討したが、ハイエクの主張のうち具体性の強いものほとんどは、過去の論者によって論じられてきたものと変わらない。

したがって、ハイエクの租税論は、彼独自の自由主義思想、とりわけ民主主義社会における政策決定の方法論との関係で理解しなければ意味がないように思われる。

注

(6) 本章は、阿部(四二七四)二九九頁、土方(四三三六)三五頁及び Musgrave (23) 邦訳三〇三〜三〇八頁を中心にとまとめた。また、Blum=Kalyan (17) 及び牛島(七)一七八頁も参考にした。

(7) 一八世紀から二〇世紀にかけての累進課税論の歴史の変遷については、井藤(2)を参考にした。

(8) ハイエクの租税論の詳細については、次章で紹介する。

第二章 ハイエクの累進課税論

ハイエクは、今日、累進課税が採用されている理由としては、①税負担の平等、②所得再分配効果、③財源の確保の三つが主なものであると理解している。彼は、それぞれについて、累進課税の理由としては不適當であると批判し、累進税がもたらした様々な問題を指摘し、更に、比例税の方が累進税よりもすぐれた税であることを主張している。

彼が問題にしている累進課税とは、主に、税制全体の累進性であって、個別の税の累進性ではない。現実の税制では、間接税の持つ逆進性を緩和するために所得税にある程度の累進性を持たせることもやむを得ないと考えている。しかし、所得税の課税についても、できれば累進税によるものではなく、比例税によるのが望ましいと考える。本章では、ハイエクの累進課税批判と望ましい税制のための彼の提案を紹介する。⁽⁹⁾

第一節 累進課税の根拠に対する批判

一、限界効用逓減の法則

累進課税について科学的な正当性を与えた基礎的な概念として一般に広く受け入れられているものに、連続的消費行動における限界効用逓減の法則がある。この考え方を所得に応用すると、所得の多い者ほど追加的な所得一単位当たりの効用が小さく、所得の少ない者ほど追加的な所得一単位当たりの効用が大きい。したがって、所得に課税をする際に、所得の多い者に対しては金額的に大きく、所得の少ない者に対しては金額的に小さくするような累進課税を

採るべきであるとされる。つまり、課税によって犠牲となる各人の効用の割合を等しくさせることにより、所得の大きい者と小さい者との間の公平を実現することができる。

ハイエクは、このように効用分析の考え方を所得に応用することについての問題点を指摘している。第一に、効用は主観的な概念であり、異なる個人間の効用は比較不可能である。第二に、効用は相対的な概念であって、ある財の効用は他の財と比較することにより理解されるものであり、所得という一つの財だけについて測定することはできない。第三に、政府支出、あるいは政府によって保護される資源の利用から引き出すことができる利益を所得に含めて理解するときには、貨幣所得に限界効用逓減の法則を適用することは意味がなくなる。第四に、所得は他の財とは異なる性質をもっており、限界効用は逓減しないのではないかという疑問がある。例えば労働のような労苦と比較して表した所得の限界効用について考えてみると、もし限界効用逓減が成り立つとすれば、所得が増えるにつれて、所得一単位を得るために提供しようとする労苦は減少してゆくはずであるが、現実には、人間は、所得が増えれば、向上意欲が増大し、もっと働きたいと考える。この場合、所得の限界効用は逓増することになり、所得の少ない者ほど金額的な税負担を多くするような逆進的な課税が支持されることになる。

以上のように、ハイエクは、効用分析の考え方を累進課税の根拠として使ってきたことが大きな過ちであったと考えている。⁽¹⁰⁾

二 所得再分配機能

課税の累進が支持される最大の根拠は、所得再分配効果である。ハイエクは、所得再分配の必要性については否定ではないが、これを累進課税によって実現することには反対の立場をとっている。

まず、税率構造の面から批判をしている。累進課税は確かに高所得者層から低所得者層への所得の移転をもたらすかもしれないが、高所得者層内での所得の平準化はできない。もしこれを実現しようとすれば、無限に細かい税率の刻みが必要になる。

次に、税収面からも批判をしている。それを説明するために、ハイエクは、一九五〇年代のアメリカとイギリスの税収構造を例にあげている。これらの国においては、税率のうち累進部分から得られる税収は税収全体のわずかしか占めていなかった。このことは、累進部分の税収が国庫にとって必要不可欠な地位を占めていたわけではないことを意味する。それに加えて、累進課税が高所得者層のみならず、低所得者層に対しても多額の税負担を課してきたという事実がある。そして、現実の税負担の主な担い手は、経営者、企業や公共団体に勤める管理職など中所得者層の上層部分の人々であり、税負担が比較的軽くて済んでいるのが中所得者層の下層に属する人々である。つまり、所得階層別の実効税率をグラフにすると、中所得者層の人々を中心にしてU字型になっているのである。このことから、累進課税が所得再分配機能を十分に果たしているわけではないことがわかる。

三 累進課税の要請

歴史的に見て、累進課税の要請は、必ずしも一貫した理由からではなかった。一九世紀に累進課税を支持した人々の目的は、財政需要を満たすために必要な税負担をいかにして平等に課すかということであり、所得再分配ではなかった。所得分配への影響が無視できるほど小さい累進を想定していたとされている。しかし、それが二〇世紀になって、累進課税の目的が公正な所得分配の実現に変わった。そのことは、科学的な議論を根拠とするものではなく、政治的な要請から行われてきたものであると、ハイエクは述べている。

第二節 民主主義と累進課税

一 累進課税を認めてきた理由

前節で見たように累進課税には根本的な部分において問題があるにもかかわらず、今まで多くの人々に支持されてきた理由は、ハイエクによれば、多くの人々がある一定の所得水準こそが社会的に妥当で望ましい状態であると信じてきたことと、それを実現するための手段として民主主義、とりわけ多数決の原理が利用されてきたことにある。そして、これらに対する批判こそがハイエク独自の累進課税批判の中核をなすものであると考えられる。

二 ある一定の所得水準が望ましいか

まず、ある一定の所得水準こそが望ましいという考え方に對して彼は批判している。このような考え方の背景には、大きな利得を得ることが社会的に望ましくないという一般的な信念がある。つまり、一個人が行うどんな活動も社会全体の尺度で見ればある一定以上の価値は持たず、短期間で多くの財産を築くことを正当な報酬形態と認めないことである。そして、今日の大部分のサラリーマンのように固定給や固定賃金により自分の時間を切り売りしている人々がこの考え方を支持する中心的勢力となってきた。これらの人々は、他人の指揮の下で、他人の意志に基づいて労働を供給しており、自分自身の時間を雇主に切り売りすることで所得を得ているので、毎期一定額の賃金や報酬を受け取るだけであり、大きな利益を受けることもなければ、大きな損失を被ることもない。彼らにとっては、単位時間当たりの一定の報酬額こそが正常な所得である。

しかし、経営者のような自己の危険負担と責任により財産を管理する人々にとっては、この考え方は意味がない。

自分自身の経験や能力により所得を獲得する人々にとつて適当な所得水準など存在せず、ただ損失と利益があるだけであり、それらは、経営者間の資本の再分配の機能を果たしているのである。つまり、成功した経営者は、短期間に大きな利潤を手に入れ、資本形成を成すことができ、それは、ほかの人々の資本損失によって社会全体として相殺される。このメカニズムは、市場への新規参入者の資本形成を助成し、社会全体の進歩を促進する。

累進課税が行われると、この資本形成に悪影響を及ぼす。成功者が短期間で得た所得は、高い累進税率が適用されるので、得た所得の大部分を税として納めることになる。そして、結果として、新たな投資が行えなくなるので、経営が拡大できなくなる。これに対して、既存の経営者は、たとえ効率の悪い経営をしていても、新規参入の経営者と競争することもなく、市場のシェアや既得権益を守ることができ、今までどおりの保守的な経営を続けて行くことになる。したがって、累進課税は、経済発展を押しさえ込む効果を持つ。また、このことは、別の見方をすれば、貧者が富者のグループへ参入する機会を奪うという意味で、自由競争経済で発生する社会的な不平等を克服するどころかむしろそれを助長することになる。さらに、これと同様の所得再分配政策が一国内の異なる地域や国際的に適用されたら大きな問題が発生する。特に、貧しい国では、国民一人一人が裕福になるのを妨げることにより、その国は貧困から脱出できなくなる。

以上のことから、ある一定の水準の所得が社会的に望ましいという考えは、社会のある特定の階層の人々のみからの考え方に過ぎず、社会全体からみれば、経営努力による成功者を発生しにくくすることで経済発展を阻害し、貧者が富者になる機会を失わせることで現存の不平等を存続させており、決して望ましいこととは言えない。

ハイエクは、ある一定の水準の所得こそ望ましいという考え方は、社会的正義 (social justice) として主張されて

きたと言(12)う。

社会的正義は、その意味が曖昧な言葉である。しかし、社会的正義の名の下に、政府や議会は、人は何をなすべきかを命令し、義務を課してきた。そして、政府が事前に考えていた分配パターンを実現しようとすればするほど、政府は様々な個人や集団をますます自己の統制の下に入れようとする。

彼は、人々が様々な形で参加する経済活動を「カタラクシーのゲーム (the game of callaxy)」と呼んでおり、このゲームをフェアに行わせることが本当の正義であり、所得再分配のような「結果の平等」ではなく、「機会の平等」こそが重要であると考える。

三 民主主義の問題

次に、民主主義との関係で累進課税を批判している。

第一節で累進課税は所得再分配の機能を十分には果たしていないというハイエクの批判を紹介したが、彼によれば、累進課税で利益を得るのは、もっとも貧しい者ではなく、中所得者層下層の人々である。彼らは、各階層の中で最も投票力を持っており、累進課税の導入について彼らに最も都合の良い選択をすることができる。つまり、民主主義的な過程を経て、恣意的に累進税率を決定することができるのである。これは、多数派が少数派に対して行う差別であり、民主主義が必然的に持っている性質の一つである。

民主主義の持つこのような性質は、決して民主主義を否定する理由となるものではない。民主主義の運用は、ある一定のルールに基づいて行われなければならないのであり、それが行われなるとき、民主主義は公正さを失う。そのルールの一つに、多数派が自分自身に課さない負担を少数派に対して課してはならないというものがある。

課税については、多数派が少数派を助けるために自らが犠牲となつて課税を受ける場合は例外として、多数派は自分たちが社会的に見て正当であると考える負担でも、自分たち自身に課さない限り、それを少数派に課してはならないというルールが必要である。このルールによれば、課税のために個人を区別しなければならぬ場合には、区別される人々からも、区別されない人々からも、ともに適切であると認められるような区別をしなければならない。累進課税は、いかなる意味においても、個人を区別しない課税方法ということではできないのであり、個人を区別して課される累進課税がどの程度なら適当であるという基準は誰にもわからないのである。したがつて、累進税率は恣意的に決めざるを得ない。それに比べると、比例税は、少数派にだけ別個の取扱いをしないという点で累進税よりもすぐれた税であるといふことができる。

第三節 累進課税の社会的・経済的影響

一 経済政策への影響

現代社会における経済政策の主要な課題の一つに、インフレーションの問題がある。これに対する累進課税の効果は、インフレーションが発生すると実質の所得が増えていないのに名目の所得が増加し、その増加部分がより高い brackets に押し上げられることにより、より高い税率が適用されることである。この効果は、過熱気味の経済に増税効果をもたらして経済活動を沈静化させたり、停滞気味の経済に減税効果をもたらして経済活動の活性化させたりするいわゆるビルト・イン・スタビライザー効果として累進課税の長所とされている。

ハイエクは、ビルト・イン・スタビライザー効果が累進課税の長所であるとは考えていない。第一に、経済が停滞

しておりインフレーションが歓迎されるような状況においては、このような効果は決して望ましいものではない。つまり、経済活性化のための努力を無駄にしまうことになる。第二に、今日、インフレーションの主要な原因の一つが過大な政府支出であると批判されているが、累進課税が比例課税以上に税収を生み出すことは、更なる政府支出の増大をもたらす結果となり、インフレーションを悪化させてしまう原因となる。

二 累進課税の社会的・経済的問題点

累進課税の経済効率上の大きな問題は、労働報酬に対する中立が保たれないということである。経済の公正の基準として「等しい労働には等しい報酬を」というものがあるが、累進課税による所得税制のもとでは、それは実現できない。例えば、同じ追加的な報酬を受け取る二人の人物が、その年間所得が異なっているために、累進課税により異なる税率が適用されると、両者が受け取る税引後の報酬は異なり、彼らは同じ価値の労働を提供したにもかかわらず、市場の外の要因つまり課税により、純報酬において差がでることになる。

この問題点に関連して、重大な問題点として指摘されることは、労働インセンティブの減少である。先に述べた例において、年間所得の多い者は、年間所得の少ない者に比べて同じ量の追加的な労働に対する純報酬が少なくなってしまうので、年間所得が増えるにつれて、所得を増やそうとするための努力は行わなくなっていく。ここで問題となるのは、課税により、労働を熱心に行わなくなるということよりも、個人の精力をあまり有用ではないものに向けてしまい、社会全体として資源の活用が非効率になってしまうことにある。このような個人の精力の浪費とは、具体的には、合法的に累進的な税負担を逃れようとするために会計士や弁護士を雇ったり、違法に所得隠しをするために複雑な取引を行ったりする努力などがあげられる。

投資機会を失わせることも、累進税が社会に及ぼす重大な問題である。芸術家や技術者など、収益を得るまでに長期間の準備的な支出が必要であり、その後数年間で過去の努力の報酬を集中的に受け取るような職業の者は、課税を受ける際に過去の努力（ \parallel 損失）については一切考慮されず、累進税の高い税率が適用される。このような性質を持つ累進課税は、ハイ・リスク \parallel ハイ・リターンの冒険的な事業に対しては不利に働く。

貯蓄に対しても累進課税は悪影響を及ぼす。累進課税導入時においては、アメリカなどにおいて貯蓄率が高すぎるので減少させる必要があつたが、今日ではこれらの国では貯蓄率は低すぎるので、貯蓄削減的な効果を持つ累進税は問題となる。

最後に、ハイエクは、あまり知られていないが累進課税の重要な影響として、分業の制限を指摘している。この問題は、専門的な職業に従事しており所得が高い者について特に発生する。彼は、自分の仕事の補助をする者に対して報酬を支払うために、累進税によって高い税率が課されることに備えて、その数倍の金額を稼ぐ必要がある。例えば、その者に課される限界税率が八〇%であるとすれば、追加的な支払をするためには、支払金額の五倍の所得を稼がなければならぬ。そのような状況の下では、補助的な労働をしてもらうために他人を雇うよりも、自分でその労働をする方を選ぶことになり、結果として、分業を制限する。

第四節 望ましい税制のための提案

一 比例税の利点

累進課税には多くの問題点があるとして批判するハイエクは、累進税に代わる税として比例税を導入することを主

張している。比例税も税率の決定等において恣意性が排除できないことなどがあり、決して問題のない税とは言えないが、累進税と比較して、次の二点においてすぐれている。第一点は、政府が提供するサービスとの関係において税負担の分配に合理的な理由を与えることができる点である。つまり、政府のサービスは資源を持っている者が比例的に享受することができるかと仮定すれば、課税をする際には、所得に比例的に課税することが、受ける便益との関係から見て合理的であると説明できる。第二点は、労働報酬に対する課税の中立性である。比例税は各種の労働の純報酬間の関係をそのまま保つという点で「等しい労働には等しい報酬を」という原則を守ることができる。すなわち、同額又は同率の課税が行われるときは、課税前の各種の労働の報酬間の関係と課税後のそれとは変化がない。

二 合理的な税制とは

ハイエクは、累進税の性質についての問題を指摘するに止まらず、税制の企画・立案の手続き面でも提案を行っている。公正で合理的な税制を確立するための条件として、彼は、以下の二つの原則をあげている。

第一に、民主主義の社会で税負担の総額について決定することができる多数派は、自分たちが最高の税負担をする選択を行わなければならない。この原則に従えば、多数派が累進課税を利用して税負担を恣意的にコントロールすることを防ぐことができる。しかし、間接税が逆進性を持つ以上は、その影響を取り除くためにある程度の累進性もやむを得ない。したがって、少数派のうち経済的弱者のグループに対しては、比較的軽い税負担で済ますことも例外的に許されてもよい。

第二に、直接税の最高負担率を租税負担率と連動するように限定することが必要である。このことは、直接税の最高税率は租税負担率を上限とすることを意味する。もし緊急の政府支出を必要とするときには、予算の段階で租税負

担率の上昇が示され、それにより、直接税の税率が同率の規模で引き上げられる。反対の場合にも、税率は合理的に引き下げられる。この原則を厳守していても、逆進性を持つといわれている間接税の負担に応じて低所得者を救うような直接税率の軽減を行えば累進性を持つことができる。

第五節 民主主義的議会制度の改革

一 税制と議会制民主主義

先に述べたように、民主主義社会の政策決定システムにおいては、多数派による少数派に対する支配が行われ、これが恣意的な政策決定にもつながるとハイエクは考える。すなわち、多数決の原理は議会制民主主義の重要な前提であるが、その害悪のひとつとして、多数派の意見こそが社会的正義にかなうものであるという考えが世間一般に定着してしまい、例えば、課税に関して言えば、累進課税を通して少数派から搾取するといったような多数派にとって都合のよい選択がなされてしまう。したがって、そのような状況を克服するためには、現行の議会制度の改革が必要であると、ハイエクは主張する。以下では、彼の提案する議会制度の改正案を紹介し、その枠組みの中で、課税に関する意志決定がどのように行われるかを見ることにする。

二 議会制度の改革案

議会が果たすべき機能は、二つに分類することができる。一つは、国家について高い見地から見ても恒久的なシステムを確立し維持する機能であり、もう一つの機能としては、国民生活に密着した具体的な政策決定を行う機能である。今日の民主主義的議会制度は、この両方の機能を有しており、そのことが多数派による専横の危険性を持たせる

原因となっている。

ハイエクは、このような危険性を除去するために、立法院 (Legislative Assembly) と行政府 (Governmental Assembly) からなる二院制の議會を提案している。

国家としての正義の行動についての一般的なルールを制定し、その維持及び変更を行う機能を有する議會が立法院である。この正義の行動についての一般的なルールの目的は、国民一人一人が持つ保護されるべき領域を明らかにし、維持して行くことにあり、そのことが真の意味での民主主義的な国家運営につながるのである。立法院が果たすべき機能は、具体的には、不特定多数の未知の将来にかかわる問題への対処、その具体的な結果の予想が難しい抽象的な（それと同時に、特定の具体的な目的の実現には有用ではない）政策の決定及びその保持、特定の個人や集団への影響の排除などがあげられる。立法院は、正義の行動の一般的なルールを制定する権限を独占的にもっており、それは、憲法にのみ制限を受ける。しかし、憲法の制定や修正の権限は立法院にはなく、そのための独立した組織が存在する。

立法院は、特定の個人や集団の影響を受けにくく、普遍的に正義を維持できる能力を持つ人物が構成員とならねばならない。そのような人物を選出するためには、その人物が再選されることに関心を持たないようにすることが重要である。例えば、五〇歳前後の分別盛りの年齢の人物、長い任期、任期終了後のいわゆる「第二の人生」の保障、再選が不可能などの条件が必要である。

立法院に対して、一般の行政に関する政策決定を行うのが行政府である。これは、政府の仕事に深く関連する機能を主に持つという点で現行の議會と類似している。行政府の構成員は、今日の議會と同様に、国民は自分たちの利益

を代表するような人物を選ぶことができる。その理由としては、一般の行政の分野では、国民が自分たちの利益にしたがって自由に意見を述べることが、最終的に望ましい結果を得られる場合が多いからである。行政院が行政上の具体的な政策決定を行うことにより、政府は行政院の執行機関としての機能を果たすに過ぎなくなる。

また、立法院と行政院の間で権限の対立があるときには、独立した憲法會議 (Constitutional Court) が結論を出すことになっている。

以上のように、立法の分野において権限の分割を行い、政策決定についてのチェック機能を高めた議會制度こそがハイエクの理想とする民主主義的議會制度であるということができよう。

三 改革された議會制度の下での税制

ハイエクの提案する議會制度の下では、国家財政の政策決定は二つに分割される。すなわち、課税に関しては立法院が担当し、財政支出の総額及びその内容については行政院の担当となる。

課税は国民の生活に深くかかわる行政であるが、これが他の行政と異なるのは、国民に対する必要不可欠な強制としての性質を有していることにある。国家が存立して行くためには、税はどうしても必要なものである。しかし、税負担の配分については、現行の議會制度では、財政支出とは切り離して考える風潮が発生しやすいため、確固とした負担配分のルールを設定できない。つまり、「誰か他の人が負担を引き受けてくれるであろう」と考える各個人の考えから発展して、議會において多数派が累進課税などを使って合法的に税負担の軽減を図ろうとする動きをとる傾向は、必然的なものである。

ハイエクの議會制度では、行政院が財政規模を決定すると、それについてどれくらいかの税負担が発生するかを立法

院が国民に提示し、しかも税負担の配分は、行政院とは構成員の性質が全く違って特定の集団や個人の利害を代表していない立法院のメンバーによって、正義の基準に従って決定される。そのため、国民は、財政支出と税負担を常に直結して考えなければならないことになり、税負担の配分は、恣意的に決定することが排除されているため、結果として、「財政の受益者＝費用負担者」という国民の意識の下で、望ましい税制を決定することができる。このように決定される税制は、前節で紹介した合理的な税制のための基準を満たすものであることは言うまでもない。

(9) 本章の中で第一節から第四節までは、Hayek(2)及び(3)三〇六～三三三頁を中心にとり、第五節は、Hayek(5)一〇五～一

二七頁を中心にとりまとめた。また、本章全体を通じて、Barry(8)、Gray(9)、古賀(10)及び小浪(11)を参考にし、呼んで批判している。この考え方については、Hayek(1)、(6)二三三～二五六頁などを詳しく述べられている。

(11) ハイエクは、一九三七～三八年にイギリスで行われた調査を引用している(Hayek(2)二七〇頁)。それによれば、四人家族の実効税率は以下のようになる。

所得 (ポンド)	実効税率 (%)	所得 (ポンド)	実効税率 (%)
一〇〇〇	一八	一、〇〇〇	一九
一五〇〇	一六	二、〇〇〇	二四
二〇〇〇	一五	二、五〇〇	二五
二五〇〇	一四	三、〇〇〇	三三
三〇〇〇	一二	三、五〇〇	四一
三五〇〇	一一	四、〇〇〇	五〇
五〇〇〇	一四	五、〇〇〇	五八

(12) 社会的主義の名の下に主張される分配的正義についての批判は、とくに Hayek(4) で展開されている。

第二章 累進課税論の検討

ハイエクの累進課税に対する独自の見解は、前章で見たように、主に民主主義にかかわるものである。とりわけ、所得分配の正義についての問題と議会制度の問題が中心となっている。

本章では、この二つの問題とのかかわりを中心にハイエクの累進課税論を検討する。

第一節 税制の累進性について

ハイエクは、間接税が一般に逆進的な性質を持つため、それを相殺するために直接税においてある程度の累進性を認めてもよいと述べているが、ここで言う間接税とは、個別間接税を指すと考えられる。

今日、間接税の主流は付加価値税であり、特に単純な構造の付加価値税であれば確かに逆進性は強いかもしれない。しかし、現実の導入に際しては、生活必需品に対する軽減税率の適用又は非課税などの低所得者層への特別の措置が組み込まれている。それに加えて、課税ベースが広いので、全般的に税率が低く抑えられている。したがって、現行の付加価値税中心の間接税法系にあっても、逆進性は目立って大きいということはない。このような状況の下では、間接税の逆進性を相殺するための累進的な直接税の必要性はあまり大きくなく、彼が提案するように比例税を直接税の中心にすることが妥当であると思われる。ここでさらに検討すべきなのは、直接税の中の比例税においては所得控除等を考慮すると累進性が存在することである。⁽¹³⁾ ハイエクはそのことについて何も述べていないが、比例税によ

る累進性の程度は累進税によるものと比較してそれほど大きくないので、累進課税特有の問題点はあまり大きくないものと考えていたのかも知れない。

第二節 比例税の検討

累進課税が多くの問題をもっているので、それを解決するための具体的な提案として、ハイエクは比例税の導入を主張している。しかし、彼の比例税導入論に対して、彼に思想的に比較的近いと思われる学者からもいくつかの批判がある。

ハイエクの租税論の影響を受けた経済学者の一人に、フランスのパスカル・サラン (Pascal Salin) がいる。彼は、ハイエクと同様に、累進課税が労働インセンティブなどに与える悪影響を指摘するとともに、特定の人々 (経済的に豊かな人々) が他の人々 (豊かでない人々) の利益のために強制を受ける身分制社会を生み出していると考える。⁽¹⁴⁾ 彼とハイエクの見解の違いとしては、ハイエクが累進課税の問題点を解決するためには比例税が望ましいと主張するのに対して、サランは、比例税は「隠れた累進性」を持っているので累進税同様に差別的な税であると主張する。つまり、税負担を納税者が享受する政府サービスとの関係で考えると、同じ公共財を得るために、各人は同じ価格 (≡ 税) を支払うわけではない。所得が増すほど自分が享受することができる財の価格と税負担とがかけ離れたものになってしまう。彼は、すべての人が同額の負担をする人頭税こそが最も優れた税であると言う。

また、公共選択学派の経済学者 G・ブレナン (Geoffrey Brennan) と J・M・ブキャナン (James M. Buchanan) は、ハイエクが課税の恣意性を排除し、各納税者に対する均一性を確保するために比例税が必要であると考えている

ことに對して、二つの疑問を投げかけている。⁽¹⁵⁾ 第一に、サランの主張と同様に、比例税も恣意的な税であることには変わりはないということを主張している。第二に、現在の課税権に對する法的限界はどれくらい効果的であるかが不明確であると言っている。つまり、課税権の行使が適切かどうかを判断するために、政策決定者の恣意を現行のシステムで抑制しているか否かを知る必要があるが、それを客観的に知ることは不可能である。

ハイエクの言う比例税とは、すべての所得について同じ割合だけの税を課すことであり、すべての納税者が同意するような形の平等を実現するものでなければならないとしているが、ハイエクと同じ自由主義経済学者であるF・H・ナイト(Frank H. Knight)は、そのような租税政策は、常識的に考えて不可能であるとして批判している。⁽¹⁶⁾ 「同意する(agree)」とは、完全に無関心であることから自発的に協力することまで幅広い意味を持っており、一般的に受け入れられるべきルールに忠実に従うことを意味するとは限らないと考える。また、「同意」にこだわるあまり、どのような税制が望ましいかについて人々の本心を知ろうとすることはあまり賢明な方法ではないと云う。

第三節 ハイエクの「比例税」の意義

累進税に代わる税制としてハイエクが提案する「比例税」とは、どのようなものだろうか。⁽¹⁷⁾ 彼自身は、「比例税」の具体的な姿については何も述べていないが、フラットな税率の所得税を想定していたと思われる。しかし、彼の指摘する累進税の問題点を検討すると、「比例税」には二つの意味があると考えられる。

その一つは、所得税にフラットな税率を適用するという意味の「比例税」である。累進税が持つ問題のうち労働にかかわるもの及び税率構造にかかわるものは、累進所得税特有の問題である。その解決策は、累進税率を廃止して、

フラットな税率に切り替える以外にはない。

もう一つは、税制全体からの比例的な税負担という意味の「比例税」である。ハイエクの主張は、どちらかと言えば、こちらの方に重点が置かれている。民主主義的な政策決定の過程において、多数派が負担を減少させようと努力するのは、税制全体からの税負担であり、個別の税負担ではない。また、資本蓄積への悪影響など累進課税の問題として指摘されるものは多くは、税制全体から受ける累進的な税負担から来るものである。

税負担を比例的にすることにより、累進課税による社会的・経済的諸問題を解決し、しかも、すべての納税者に同じルールが適用されることから、税制に関する政策決定から多数派による恣意を排除することができる。

この意味での「比例税」は、決して所得税のような直接税だけとは限らない。例えば、付加価値税もすべての国民が自分たちの消費に比例して税を負担することからハイエクの「比例税」の範疇に入ると考えられる。また、租税理論における累進から比例への考え方の延長線上には人頭税があり、すべての国民が同じ税負担を負う点で「比例税」の一種であるということが出来る。この税は、経済に対する中立性、納税者間の平等性などの点に優れていることに加え、税制の決定段階での恣意性の排除にも比較的有効である。わが国の税制改革においては、理想的な税制として、所得、消費及び資産のバランスの取れた税制⁽¹⁸⁾を考えているが、税制全体から受ける税負担のバランスという点で、ハイエク的な比例税制を目指していると考えられる⁽¹⁹⁾ことも出来る。

第四節 税制と民主主義

ハイエクは、多数決の原理を尊重する今日の議会制民主主義の政策決定においては、必然的に多数派による支配が

行われ、多数派の利害を守るような恣意的な立法が行われると指摘する。このことは、税制においては、累進課税の採用が高所得者を中心とする少数派からの搾取という形で発生していると考ええる。

多数派による支配とは、現実にはどの程度のものだろうか。ハイエクによれば、累進税率が多数派の負担が小さくなるように決められることは勿論のこと、累進的な税制が適用されること自体が多数派の意志に基づくものであるとされている。それは、多数派の直接的な利害というよりは、自分たちが得ている平均的な所得よりも大きな所得を得ることは望ましくないという一般的な信念を具体化したものであると考えられる。これには、富者に対する嫉妬心に類するものも少なからず含まれていると考えられる。このような一般的な信念を現代の民主主義社会においては、「社会的正義」所得分配の正義」という考え方の下に正当化してしまいやすいところに問題がある。

現実には、累進課税が所得再分配の重要な手段という認識は納税者にあるかもしれないが、それ以外の立法上の恣意、例えばハイエクが言うような累進税率のコントロールなどを通して直接的に自らに利するということは、少ないと考えられる。したがって、多数派による恣意性を現実の税制の中で探すとすれば、それは税体系の選択における恣意ではないだろうか。どのような税及び税制を選択するか、財政支出と税負担の関係をどの程度考慮するか、などについての選択が多数決の原理により、多数派の意見が反映されて決定されて行く。その結果がいかに深刻な問題を発生させようとも、具体的な形で多数派の身に降りかかってこない限りは改めようとされない。これは、「新税は悪税」という税制改革に対する国民の消極的な姿勢にもつながるものではないだろうか。累進課税がいかに問題があらうとも、あるいはその根拠が既に形骸化していようとも、多数派の所得分配についての信念が変わらないかぎり累進課税は正当化される。

第五節 所得再分配と嫉妬

社会的正義の名の下に所得再分配が正当化されることについて、ハイエクは批判をしているが、このような「分配の正義」を求める行動は、論理的な動機よりも感情的な動機、すなわち嫉妬心から来るものであるという見方もできる。⁽²⁰⁾

人間は、元来、他人と比較することを好む傾向があり、幸福、不平、満足などの程度はすべて他人との比較を通して決まる。他人が自分よりも経済的によい状況にあれば、嫉妬心が生じ、平等を要求し始める。その要求は、民主主義社会においては、社会的正義として正当化される。

しかし、嫉妬心が所得再分配の要求の主要な原動力であるとしても、それに基づく累進課税などの再分配政策は、別の不満を喚起する。例えば、再分配政策により、ある人は所得が増えて喜ぶ一方で、他の人は所得を削られて不満を唱える。また、社会的に望ましい所得水準にあるとして現状のまま放置される人は、再分配政策で優遇される人に対して嫉妬する。

したがって、所得再分配政策の必要性は、（ハイエクの批判のように）理論を通して考えても、（嫉妬で説明されるように）感情面から考えても、すべての人から肯定されるものではない。

第六節 累進課税の要求

前節で見たように、所得再分配の根拠は、論理的にも、感情的にもそれほど説得力のあるものではないが、現実の

所得再分配のための政策は、多くの国民の信念に基づいて行われるものである。そこで、日本の世論調査から累進課税の必要性についての信念を推し測ってみることにする。

昭和六一年の『税金に関する世論調査』では、累進課税を支持する人が全体の半分以上を占め（七一・〇％）、特に「税率にかなり差があってよい」と答えた人が四六・六％も占めていた（表一）。

表一 累進課税について (%)

全 体	税率にかなり差があつてよい	あるややかな税率差がある程度でよい	ことさら高い税率をかけることはおかしい	わからない
(世帯収入)	46.6	24.4	15.7	18.4
200万円未満	45.1	18.2	12.0	24.7
200万円以上400万円未満	53.3	21.8	14.3	10.6
400万円以上600万円未満	48.5	28.2	15.6	7.8
600万円以上800万円未満	47.6	29.6	17.3	5.5
800万円以上1,000万円未満	40.4	36.1	20.2	3.3
1,000万円以上	27.3	40.4	25.5	6.8

『税金に関する世論調査』（昭和61年2月 内閣総理大臣官房広報誌）pp.37—39

このデータを世帯収入別に見ると、「税率にかなり差があつてもよい」と答えた人の割合が、二〇〇万円未満では

四五・一%であるのに対して、二〇〇万円以上四〇〇万円未満においては五三・三%と増加しており、それ以上の収入を持つ人については収入が増加するにつれて減少している。比較的人口の多いと思われる二〇〇万円以上八〇〇万円未満の人が累進課税の必要性を強く感じていることがわかる。「税率にかなり差があってもよい」と答えた人と「ゆるやかな税率差がある程度でよい」と答えた人を合わせた広い意味での累進課税を支持する人の割合では、一、〇〇〇万円以上の人でさえ六七・七%もあり、この割合は二〇〇万円未満の六三・三%よりも大きい。

以上のことから、日本においては、累進課税の必要性を感じている人の割合はかなり高く、とくに議会選挙の有権者数が多いと思われる所得階層で高くなっていることがわかる。このことが議会制民主主義を通じての税制の選択において、大きな影響を及ぼす可能性は強い。しかし、累進課税を是認する人の割合は、収入の非常に高い階層の中でもかなり高いことから、ハイエックが指摘するような多数派の恣意による累進課税を通じての収奪といった傾向は、日本の現行の税制ではあまり強くないと考えられる。

第七節 議会制度の改正案

租税は必然的に強制的なものであるので、多数決により恣意的に政策決定がされてはならないと考えるハイエックは、一般の議会の機能を果たす行政院とは独立する立法院を設置し、そこで特定の個人や団体の影響を受けず、正義の基準のみで判断を行う議員が租税政策を決めるべきであると提案する。つまり、租税についての意志決定を一般の行政に関する意志決定よりも一段高いレベルで行うべきであると主張している。

戦後のわが国では、憲法の中に租税法主義の規定が置かれ、租税の賦課に関する恣意の抑制が図られているが、

ハイエクの提案は、恣意抑制機能を立法の分野にまで拡大したものであると言えよう。

このように立法の中にチェック機能を置くことにより、確かに多数派の恣意に影響されない税制を作ることができるかもしれない。しかし、立法院で適用される正義のための一般的なルールは常に国民のために正しい選択の基準になりうるのか、また、多数派の意見に左右されないことが立法院に独善的な選択を行わせることにはならないかなど若干の疑問がある。⁽²²⁾

注

(13) 所得をI、所得控除をD、税率をtとすれば、税額 $T = (I - D) \cdot t$ 、実効税率 $t^* = T / (I - D) \cdot D$ となり、D及びtが一定とすれば、Iが増加するほど t^* は大きくなる。したがって、比例税でも所得控除があれば累進性を持つ。

(14) Salin(38)邦訳四〇～八一頁。

(15) Brennan = Buchanan(16)邦訳一九八～二〇四頁。

(16) Knight(11) 七九二～七九四頁。

(17) ハイエクとほぼ同時期に比例税を提案した経済学者にM・フリードマンがいるが、彼の比例税の提案は主に所得再分配政策に対する批判から出されたものである (Friedman(38) 邦訳一八一～一九八頁)。

(18) 税制改革法第二条、第三条及び第四条。

(19) 本間 = 跡田(20) 一八〇～一八七頁では、ジニ係数の変化率を使って所得再分配効果を測定しており、それによれば、わが国の一九八八年の税制改革は、税制の累進度を緩和し、再分配効果を弱める改革であったとされている。

(20) このような見方をするものに、竹内(20) 七一～九二頁がある。

(21) 野口(23) 三〇～三九頁では、累進税のような複雑な税制が租税法主義を形骸化させていると批判している。すなわち、税制が複雑になれば、普通の人が税制のすみずみまでも理解することが困難になり、税制の理解は一部の専門家の独占物になる。

(22) ハイエクのこの提案に対する批判としては、ハイエクの二院制が現存の政体よりもよりよく自由を保護できるといふ理由がはっきりしていないこと、立法院で審議される個人的自由の制限の範囲を明瞭に区別できないことなどが指摘されている (Gray) 邦訳二二三～二三〇頁)。

結 論へハイエクの租税論の今日的意義

ハイエクの税に対する考え方は、税の役割について財源調達以外のいかなる効果も期待しないという意味で、消極的である。このことは、政府活動自体を消極的に解し、市場経済の自律的な活動に信頼を置く彼自身の自由主義的な経済思想から来るものである。

彼は、政府が累進課税を通して市場経済の歪みである所得分配の不公平を是正しようとする試みは、労働インセンティブへの悪影響、労働の価値と対価とのギャップの拡大などにより、市場経済自体に更なる歪みを生じさせることになっていると主張している。このことは、ハイエク以前の経済学者や社会思想家が既に述べており、今日の税制改革の論議でも大いに取り上げられている問題であって、ハイエクの独自の考え方はほとんど見られない。

ハイエクの独自の累進課税論は、民主主義的な政策決定システムと関係がある。多数決の原理が尊重されている議会制民主主義は、多数派による恣意的なコントロールを可能にする傾向があり、税制においても、累進課税は多数派の利益を尊重したものとなっているというものである。

彼は、議会制民主主義を通じての恣意的な税制の選択を防ぐために、具体的な税制の企画・立案では、一定のルールを作る必要があることを主張し、政治システムにおいては、多数派の影響を受けにくい議会の設置を提案してい

る。この提案は、具体性に欠けるといふ批判はあるが、立法の側から安定した税制をめざすという点で、評価できるものである。一定のルールに基づいた税制は、ハイエクが言うような多数派の恣意の抑制という目的だけではなく、長期的視点に立った安定した税制をつくるためには、必要なことと考えられる。

望ましい税制について、累進税の代わりに比例税を導入すべきということを提案している。比例税とは、彼自身はフラットな税率の所得税を想定していたと思われるが、一定のルールですべての国民が同様の税負担を被るといふ点で、直接税に限られないと考えられる。例えば、付加価値税は一種の比例税であるといふことができる。また、税制全体からの「比例」的負担という点では、今日のわが国の税制改革の目標のひとつである所得、消費、資産のバランスの取れた税制は、ハイエクの比例税の現実的な姿であると言えよう。

以上、ハイエクの累進課税論を紹介するとともに、その意義を今日の税制を踏まえながら検討してきた。彼の主張は、表現が抽象的であり、内容的にも曖昧な部分があるので、一般の人々にとって決してわかりやすいものとは言えない。しかし、彼が行った合理的な税制のための提案は、今日の税制改革の議論でも十分に通用するものであると思われる。とりわけ、民主主義との関係で述べられている提案については、現在の日本の税制論議において新たな視点を与えるものであると言える。

〔参考文献〕

ハイエクの著作 (本論文に関係のあるもの)

- (1) The Counter-revolution of Science, The Free Press, 1952 (佐藤茂行訳『科学による反革命』木鐸社 一九七九年)
- (2) "Progressive Taxation Reconsidered", On Freedom and Free Enterprise: Essays in Honor of Ludwig von Mises,

Princeton, 1956.

- (3) The Constitution of Liberty, The Chicago University Press, 1960 (気賀健三・古賀勝次郎訳『自由の条件』ハイエク全集第五〜七巻 春秋社)
- (4) Law, Legislation and Liberty vol. 2: The Mirage of Social Justice, The Chicago University Press, 1973 (篠塚慎悟訳『法と立法と自由 II—社会正義の幻想』ハイエク全集 第九巻 春秋社)
- (5) Law, Legislation and Liberty vol. 3: The Political Order of Free People, The Chicago University Press, 1973 (渡部茂訳『法と立法と自由 III—自由人の政治的秩序』ハイエク全集 第一〇巻 春秋社 一九八八年)
- (6) 西山千明編『新自由主義とは何か』東京新聞出版局 一九七七年
- (7) 田中真晴・田中秀夫編訳『市場・知識・自由』シネルヴァ書房 一九八六年

ハイエクの思想に関する解説書・論文(本論文に関係のあるもの)

〔解説書〕

- (8) Barry, Norman P., Hayek's Social and Economic Philosophy, The Macmillan Press Ltd, 1979 (矢島釣次訳『ハイエクの社会・経済哲学』春秋社 一九八四年)
- (9) Gray, John, Hayek on Liberty, Basil Blackwell Publisher Ltd, 1984 (照屋佳男・古賀勝次郎訳『ハイエクの自由論』行人社 一九八五年)
- (10) 古賀勝次郎『ハイエクの政治経済学』新評論 一九八一年
〔論文〕
- (11) Knight, Frank H., "Laissez Faire: Pro and Con", 75 *Journal of Political Economy* 782~795 (Dec. 1967)
- (12) 小浪充「ハイエクの『自由の条件』—その実際の諸提案を中心として」(世界経済 昭和三九年四月号 六三〜八六頁)
- (13) 西山千明「経済哲学の再興—F・A・ハイエクの自由体系批判」(季刊理論経済学 一五巻二号 二三〜三九頁)
- (14) Robbins, Lionel, "Hayek on Liberty", 23 *Economica* 66~81 (Feb. 1961)

その他

- (15) 阿部憲一『財政学』明善社 一九三四年
- (16) Brennan, Geoffrey and Buchanan, James M., *The Power to Tax*, Cambridge University Press, 1980 (深沢実・菊池威・平澤典男訳『公共選択の課税理論』文眞堂 一九八四年)
- (17) Blum, Walter J. and Kalvan, Harry Jr., "The Uneasy Case for Progressive Taxation", *19 The University of Chicago Law Review* 417~520 (Spring 1952)
- (18) Friedman, Milton, *Capitalism and Freedom*, The University of Chicago Press, 1962 (熊谷尚夫・西山千明・白井孝昌訳『資本主義と自由』マクミラン社 一九七五年)
- (19) 土方成美『財政学の基礎概念』岩波書店 一九三三年
- (20) 本間正明・跡田真澄編『税制改革の実証分析』東洋経済新報社 一九八九年
- (21) 猪木武徳『経済思想』岩波書店 一九八七年
- (22) 井藤半彌『新版 租税原則学説の構造と生成』千倉書房 一九六九年
- (23) Musgrave, Richard A. and Musgrave, Peggy B., *Public Finance in Theory and Practice*, McGraw-Hill Book Company, 1980 (大阪大学財政研究会訳『マズグレイヴ財政学Ⅱ』有斐閣 一九八三年)
- (24) 宮島洋『租税論の展開と日本の税制』日本評論社 一九八六年
- (25) 野口悠紀雄『税制改革の構想』東洋経済新報社 一九八六年
- (26) 竹内靖雄『経済倫理学のすすめ』中央公論社 一九八九年
- (27) 牛島正『社会的公正と所得課税』東洋経済新報社 一九八四年
- (28) Salin, Pascal, *L'arbitraire fiscal*, Robert Laffont, 1985 (塚原康博訳『税の暴政』春秋社 一九八八年)
- (29) 税務経理協会編『税制の抜本改革』税務経理協会 一九八六年
- (30) 大蔵省主税局『改正税法のすべて』